

## 「選定療養費」の改定について

令和2年4月の診療報酬改定に伴い、200床以上の地域医療支援病院では、他の保険医療機関等からの紹介状なしに、初診で来院された場合や症状が安定し、他の医療機関を紹介したにも関わらず、引き続き同じ病気で再受診された場合にも診察料の他に選定療養費を徴収することが義務化されました。

当院では、救急外来での時間外診療も含め、『選定療養費』として、患者さんにご負担いただく額を次のとおり改定いたします。

【令和2年3月31日迄】	【令和2年4月1日から】	
3,300 円	初診時	医科 5,500 円 / 歯科 3,300 円
1,650 円 (15歳到達年度末迄)	再診時	医科 3,300 円 / 歯科 1,650 円
	時間外	平日:17:15~翌朝 8:30 土日祝:終日 5,500 円

但し、次に該当する方は選定療養費のご負担はありません。

### 【初診時及び時間外選定療養費の共通事項】

- ◆他の医療機関からの紹介状を持参した場合
- ◆診察の結果、重症で即日入院又は転院となった場合
- ◆緊急な診療・処置等が必要な場合
- ◆産科関連で休日夜間に受診した場合
- ◆健康保険を使用しない場合(労働災害、公務災害、交通事故、自費診療等)

### 【初診時選定療養費に限る】

- 当院の他の診療科を継続受診している場合(医科と歯科は別)
- 国の公費負担医療制度の受給対象者(公費を使用する場合の受診に限る)  
(※ 乳幼児医療・心身障害者医療・ひとり親家庭医療助成制度は除く)
- 健康診断等の結果により当院での精密検査の指示を受けた場合

### 【時間外選定療養費に限る】

- 当院で診療継続中の症状の悪化によって、時間外の受診の必要があった場合
- 当院の医師により、注射・処置などのために救急外来を受診するように指示されている場合

病院長